

○ 所得税法施行令第二十八条第一項の団体を指定する件（平成二十二年文部科学省告示第六十六号）

所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第二十八条第一項の規定に基づき、オリンピック競技大会又はパラリンピック競技大会において実施される競技に関する業務を行う一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。）のうち、その運営組織が適正であり、かつ、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第九条第一項第十四号の金品の交付を適正に行うことができるものと認められる団体を次のように指定する。

- 一 公益社団法人全日本アーチェリー連盟（平成元年四月十九日に社団法人全日本アーチェリー連盟という名称で設立された法人をいう。）
- 二 公益財団法人全日本柔道連盟（昭和六十三年六月二十一日に財団法人全日本柔道連盟という名称で設立された法人をいう。）
- 三 公益財団法人全日本スキー連盟（昭和四十八年五月三十日に財団法人全日本スキー連盟という名称で設立された法人をいう。）
- 四 一般社団法人全日本テコンドー協会（平成十七年五月二十五日に社団法人全日本テコンドー協会という名称で設立された法人をいう。）
- 五 公益財団法人日本アイスホッケー連盟（昭和五十二年二月二十五日に財団法人日本アイスホッケー連盟という名称で設立された法人をいう。）
- 六 公益社団法人日本ウエイトリフティング協会（昭和四十九年十一月二十一日に社団法人日本ウエイトリフティング協会という名称で設立された法人をいう。）
- 七 公益社団法人日本カーリング協会（平成四年十一月十三日に社団法人日本カーリング協会という名称で設立された法人をいう。）
- 八 公益社団法人日本カヌー連盟（昭和五十五年三月十八日に社団法人日本カヌー連盟という名称で設立された法人をいう。）
- 九 公益社団法人日本近代五種協会（平成十二年十二月二十五日に社団法人日本近代五種・バイアスロン連合という名称で設立された法人をいう。）
- 十 一般社団法人日本車いすカーリング協会（平成二十九年五月一日に一般社団法人日本車いすカーリング協会という名称で設立された法人をいう。）
- 十一 一般社団法人日本車いすテニス協会（平成二十七年四月一日に一般社団法人日本車いすテニス協会という名称で設立された法人をいう。）
- 十二 一般社団法人日本車いすバスケットボール連盟（平成二十五年八月二十日に一般社団法人日本車椅子バスケットボール連盟という名称で設立された法人をいう。）
- 十三 一般社団法人日本車いすラグビー連盟（平成二十七年三月二十五日に一般社団法人日本ウィルチエアーラグビー連盟という名称で設立された法人をいう。）

立された法人をいう。)

十四 公益社団法人日本クレール射撃協会(昭和五十三年十月四日に社団法人日本クレール射撃協会という名称で設立された法人をいう。)

十五 一般社団法人日本ゴルフボール協会(平成二十七年四月一日に一般社団法人日本ゴルフボール協会という名称で設立された法人をいう。)

十六 公益財団法人日本ゴルフ協会(昭和六十二年十月一日に財団法人日本ゴルフ協会という名称で設立された法人をいう。)

十七 一般社団法人日本サーフィン連盟(平成二十二年十一月一日に一般社団法人日本サーフィン連盟という名称で設立された法人をいう。)

十八 公益財団法人日本サッカー協会(昭和四十九年八月三十一日に財団法人日本サッカー協会という名称で設立された法人をいう。)

十九 公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会(昭和四十三年五月二十五日に社団法人日本山岳協会という名称で設立された法人をいう。)

二十 特定非営利活動法人日本視覚障害者柔道連盟(平成二十年十二月二十二日に特定非営利活動法人日本視覚障害者柔道連盟という名称で設立された法人をいう。)

二十一 一般社団法人日本肢体不自由者卓球協会(平成二十九年四月三日に一般社団法人日本肢体不自由者卓球協会という名称で設立された法人をいう。)

二十二 公益財団法人日本自転車競技連盟(昭和五十年九月二十七日に財団法人日本アマチュア自転車競技連盟という名称で設立された法人をいう。)

二十三 一般社団法人日本障害者カヌー協会(平成二十九年四月三日に一般社団法人日本障害者カヌー協会という名称で設立された法人をいう。)

二十四 一般社団法人日本障がい者乗馬協会(平成二十一年九月一日に一般社団法人日本障害者乗馬協会という名称で設立された法人をいう。)

二十五 特定非営利活動法人日本障害者スキー連盟(平成十五年一月二十四日に特定非営利活動法人日本障害者スキー連盟という名称で設立された法人をいう。)

二十六 一般社団法人日本身体障害者アーチェリー連盟(平成二十九年四月十日に一般社団法人日本身体障害者アーチェリー連盟という名称で設立された法人をいう。)

- 二十七 公益財団法人日本水泳連盟（昭和四十九年五月十三日に財団法人日本水泳連盟という名称で設立された法人をいう。）
- 二十八 公益財団法人日本スケート連盟（昭和五十九年十二月二十七日に社団法人日本スケート連盟という名称で設立された法人をいう。）
- 二十九 公益財団法人日本セーリング連盟（昭和三十九年五月二十二日に財団法人日本ヨット協会という名称で設立された法人をいう。）
- 三十 公益財団法人日本体操協会（昭和四十五年五月三十日に財団法人日本体操協会という名称で設立された法人をいう。）
- 三十一 公益財団法人日本卓球協会（昭和五十一年七月二十日に財団法人日本卓球協会という名称で設立された法人をいう。）
- 三十二 公益社団法人日本ダンススポーツ連盟（平成十四年八月六日に社団法人日本ダンススポーツ連盟という名称で設立された法人をいう。）
- 三十三 一般社団法人日本知的障害者水泳連盟（平成二十六年四月一日に一般社団法人日本知的障害者水泳連盟という名称で設立された法人をいう。）
- 三十四 一般社団法人日本知的障がい者卓球連盟（平成二十八年四月一日に一般社団法人日本知的障がい者卓球連盟という名称で設立された法人をいう。）
- 三十五 公益財団法人日本テニス協会（昭和五十五年十一月二十一日に財団法人日本テニス協会という名称で設立された法人をいう。）
- 三十六 公益社団法人日本トリアスロン連合（平成十一年七月二十二日に社団法人日本トリアスロン連合という名称で設立された法人をいう。）
- 三十七 一般社団法人日本バイアスロン連盟（平成二十三年三月三十日に一般社団法人日本バイアスロン連盟という名称で設立された法人をいう。）
- 三十八 公益社団法人日本馬術連盟（昭和二十一年十二月二十三日に社団法人全国馬術連盟という名称で設立された法人をいう。）
- 三十九 公益財団法人日本バスケットボール協会（昭和五十一年三月三十日に財団法人日本バスケットボール協会という名称で設立された法人をいう。）
- 四十 公益財団法人日本バドミントン協会（昭和五十七年四月一日に財団法人日本バドミントン協会という名称で設立された法人をいう。）
- 四十一 一般社団法人日本パラアイスホッケー協会（平成二十八年二月十八日に一般社団法人日本アイススレッジホッケー協会という名称で設立された法人をいう。）
- 四十二 一般社団法人日本パラサイクリング連盟（平成二十四年四月五日に一般社団法人日本パラサイクリング連盟という名称で設立された法人をいう。）

- 四十三 特定非営利活動法人日本パラ射撃連盟(平成十四年四月十一日に特定非営利活動法人日本障害者スポーツ射撃連盟という名称で設立された法人をいう。)
- 四十四 一般社団法人日本パラ水泳連盟(平成二十五年四月八日に一般社団法人日本身体障がい者水泳連盟という名称で設立された法人をいう。)
- 四十五 一般社団法人日本パラバドミントン連盟(平成二十八年四月一日に一般社団法人日本障がい者バドミントン連盟という名称で設立された法人をいう。)
- 四十六 一般社団法人日本パラバレーボール協会(平成二十六年四月一日に一般社団法人日本パラバレーボール協会という名称で設立された法人をいう。)
- 四十七 特定非営利活動法人日本パラ・パワーリフティング連盟(平成二十五年十二月十六日に特定非営利活動法人日本デイスエイブル・パワーリフティング連盟という名称で設立された法人をいう。)
- 四十八 一般社団法人日本パラフェンシング協会(令和四年三月十七日に一般社団法人日本パラフェンシング協会という名称で設立された法人をいう。)
- 四十九 一般社団法人日本パラ陸上競技連盟(平成二十六年六月十九日に一般社団法人日本パラ陸上競技連盟という名称で設立された法人をいう。)
- 五十 公益財団法人日本バレーボール協会(昭和四十八年八月二十七日に財団法人日本バレーボール協会という名称で設立された法人をいう。)
- 五十一 公益財団法人日本ハンドボール協会(昭和五十六年三月十一日に財団法人日本ハンドボール協会という名称で設立された法人をいう。)
- 五十二 公益社団法人日本フェンシング協会(平成三年四月一日に社団法人日本フェンシング協会という名称で設立された法人をいう。)
- 五十三 特定非営利活動法人日本ブラインドサッカー協会(平成二十七年十月二十七日に特定非営利活動法人日本ブラインドサッカー協会という名称で設立された法人をいう。)
- 五十四 特定非営利活動法人日本ブラインドマラソン協会(平成十一年六月一日に特定非営利活動法人日本盲人マラソン協会という名称で設立された法人をいう。)
- 五十五 公益社団法人日本ボクシング連盟(昭和四十六年一月十二日に社団法人日本アマチュア・ボクシング連盟という名称で設立された法人をいう。)

法人をいう。)

五十六 公益社団法人日本ホッケー協会(昭和五十五年九月二十日に社団法人日本ホッケー協会という名称で設立された法人をいう。)

五十七 一般社団法人日本ボッチャ協会(平成二十七年四月一日に一般社団法人日本ボッチャ協会という名称で設立された法人をいう。)

五十八 公益社団法人日本ボブスレー・リュージュ・スケルトン連盟(平成二十四年二月二十日に一般社団法人日本ボブスレー・リュージュ・スケルトン連盟という名称で設立された法人をいう。)

五十九 公益社団法人日本ライフル射撃協会(昭和四十六年九月二十二日に社団法人日本ライフル射撃協会という名称で設立された法人をいう。)

六十 公益財団法人日本ラグビーフットボール協会(昭和三十一年六月六日に財団法人日本ラグビーフットボール協会という名称で設立された法人をいう。)

六十一 公益財団法人日本陸上競技連盟(昭和四十六年四月二十四日に財団法人日本陸上競技連盟という名称で設立された法人をいう。)

六十二 公益財団法人日本レスリング協会(昭和四十一年五月十九日に財団法人日本アマチュアレスリング協会という名称で設立された法人をいう。)

六十三 公益社団法人日本ローイング協会(昭和三十九年九月二日に社団法人日本漕艇協会という名称で設立された法人をいう。)

六十四 一般社団法人ワールドスケートジャパン(平成二十九年十二月十八日に一般社団法人日本ローラースポーツ連盟という名称で設立された法人をいう。)